

II 需給調整・価格安定対策

1 輸入指定糖に関する業務

(1) 輸入指定糖売買業務

ア 輸入指定糖各種指標

(ア) 指定糖調整率及び二次調整金

平成30砂糖年度に適用される価格調整法第9条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（指定糖調整率）及び同法第24条第1項の農林水産大臣が定める額（二次調整金）は、平成30年9月28日に次のように告示された。

○指定糖調整率 100分の37.00（100分の37.00）

○二次調整金 1,000キログラムにつき25,613円（25,647円）

注：（ ）内は平成29砂糖年度の数値である。

(イ) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定糖の機構買入価格は、価格調整法第7条に基づき輸入申告時に適用される平均輸入価格とされており、粗糖の平均輸入価格は、同法第6条並びに価格調整法施行令第7条及び第8条の規定に基づき、次の算定式に沿って、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表56のとおり告示された。

平均輸入価格

適用期間の初日前10日 から遡って過去90日間のNY粗糖先物 価格の平均額	+	産地→日本 運賃、保険料、糖度調整、 輸入諸掛り、プレミアム等	=	平均輸入価格
---	---	---------------------------------------	---	--------

(ウ) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第9条第1項第1号により、砂糖調整基準価格とその輸入申告の時に適用される平均輸入価格をもとに、指定糖調整率及び同号ハの農林水産大臣が定める額（指定糖調整金軽減額）を用いて表56のとおり3か月ごとに算定された。

(エ) 指定糖調整金軽減額

指定糖調整金軽減額は3か月ごとに定められ、表56のとおり告示された。

なお、平成30年12月30日から従来の異性化糖軽減額に加え、加糖調製品軽減額も設定された。

- ・適用期間 平成30年4月1日から6月30日まで
異性化糖 1,000キログラムにつき 0円（平成30年3月28日告示）
- ・適用期間 平成30年7月1日から9月30日まで
異性化糖 1,000キログラムにつき 0円（平成30年6月27日告示）
- ・適用期間 平成30年10月1日から12月31日まで
異性化糖 1,000キログラムにつき 0円（平成30年9月28日告示）
- ・適用期間 平成30年12月30日から12月31日まで
加糖調製品 1,000キログラムにつき 3,400円（平成30年12月30日告示）
- ・適用期間 平成31年1月1日から3月31日まで

異性化糖 1,000キログラムにつき 0円（平成30年12月28日告示）
 加糖調製品 1,000キログラムにつき 3,400円（平成30年12月30日告示）

表56 指定糖の平均輸入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

（単位：円／トン）

年	区分 四半期	NY11の平均値		平均輸入 価格 (買入価格)	法律第9条 に基づく 調整金	農林水産 大臣の定める 軽減額	売買差額 (調整金)	売戻価格
		90日間の 平均 (セント/ポンド)	円換算 (円/トン)					
平成30年	4～6月	13.64	33,117	45,400	39,886	0	39,886	85,286
	7～9月	11.93	28,876	40,290	41,777	0	41,777	82,067
	10～12月	10.92	27,028	38,790	42,332	0	42,332	81,122
	12/30～12/31	同上	同上	同上	同上	3,400	38,932	77,722
平成31年	1～3月	12.70	31,926	44,110	40,363	3,400	36,963	81,073

（注）1 価格調整法第24条第1項の規定に該当する場合は、表中の売戻価格に、30年4月～9月（平成29砂糖年度）は25,647円、30年10月～31年3月（平成30砂糖年度）は25,613円が二次調整金分として加算される。

イ 輸入指定糖売買業務の実績

（ア）概要

平成30事業年度においては、全期間を通じて平均輸入価格が砂糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第5条の規定に基づき売買が行われた（表57）。

a 粗糖

粗糖の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は前年度比15.4%減の33万8074トン（398件）、売買差額は同8.3%減の148億998万7千円、条件付きのものの売買契約数量は同2.5%減の6782トン（126件）であった。

b 高糖度原料糖

高糖度原料糖の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は前年度比4.2%増の81万6041トン（488件）、売買差額は同9.7%増の350億4104万7千円であった（高糖度原料糖とは、糖度が98.5度以上99.3度未満の粗糖以外の原料糖をいう。）。また、平成30年12月30日からTPP11協定発効に係る糖価調整制度の改正により、条件付きのものの売買が発生し、契約数量は138トン（7件）であった。

c 粗糖・高糖度原料糖以外

粗糖・高糖度原料糖以外の売買のうち、条件付きでないものの売買契約数量は前年度比16.4%増の1万5844トン（1421件）、売買差額は同25.0%増の5億1719万円、条件付きのものの売買契約数量は同4.6%増の2059トン（10件）であった。

（イ）売買契約実績

a 粗糖

(単位：キログラム、円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	売買差額 (調整金)
平成30年 4月	58	52,005,230	11	596,163	47	51,409,067	2,050,502,041
5月	49	46,095,397	7	283,562	42	45,811,835	1,827,250,847
6月	54	49,787,715	5	353,715	49	49,434,000	2,316,692,609
7月	44	16,178,926	20	1,149,657	24	15,029,269	631,929,840
8月	36	20,886,918	10	584,441	26	20,302,477	888,620,326
9月	44	25,290,703	8	463,882	36	24,826,821	1,291,132,358
10月	42	18,527,918	13	489,262	29	18,038,656	807,921,144
11月	37	29,668,659	11	676,201	26	28,992,458	1,231,750,176
12月	43	27,131,917	10	588,432	33	26,543,485	1,299,956,224
平成31年 1月	42	22,223,075	15	687,294	27	21,535,781	833,599,877
2月	31	19,272,801	7	447,740	24	18,825,061	766,002,819
3月	44	17,786,580	9	461,366	35	17,325,214	864,629,154
合 計	524	344,855,839	126	6,781,715	398	338,074,124	14,809,987,415

b 高糖度原料糖

(単位：キログラム、円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	売買差額 (調整金)
平成30年 4月	23	38,761,715			23	38,761,715	1,569,616,887
5月	23	49,297,343			23	49,297,343	1,996,246,607
6月	44	102,326,590			44	102,326,590	4,394,935,037
7月	38	77,400,102			38	77,400,102	3,282,770,524
8月	25	34,474,345			25	34,474,345	1,501,997,481
9月	56	94,092,961			56	94,092,961	4,750,947,945
10月	52	99,952,840			52	99,952,840	4,295,573,251
11月	44	91,772,202			44	91,772,202	4,023,399,352
12月	56	73,894,833			56	73,894,833	3,271,440,409
平成31年 1月	50	62,065,946	1	5,501	49	62,060,445	2,295,733,361
2月	41	36,533,781	6	132,013	35	36,401,768	1,473,980,835
3月	43	55,605,928	0	0	43	55,605,928	2,184,404,848
合 計	495	816,178,586	7	137,514	488	816,041,072	35,041,046,537

c 粗糖・高糖度原料糖以外

(単位:キログラム、円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの		
	件数	数 量	件数	数 量	件数	数 量	売買差額(調整金)
平成30年4月	112	1,419,613	1	216,792	111	1,202,821	31,192,768
5月	124	1,609,962	1	216,630	123	1,393,332	38,428,577
6月	120	1,976,479	1	216,684	119	1,759,795	54,764,394
7月	136	2,368,291	2	325,206	134	2,043,085	68,396,450
8月	118	1,287,907	1	216,558	117	1,071,349	35,317,581
9月	84	873,269	1	216,965	83	656,304	26,235,913
10月	126	1,243,587	1	216,605	125	1,026,982	37,768,401
11月	131	1,185,317	0	0	131	1,185,317	40,480,949
12月	89	727,397	0	0	89	727,397	28,851,927
平成31年1月	130	1,559,853	1	216,846	129	1,343,007	43,975,798
2月	128	1,707,337	1	216,594	127	1,490,743	50,276,609
3月	133	1,943,404	0	0	133	1,943,404	61,500,373
合 計	1,431	17,902,416	10	2,058,880	1,421	15,843,536	517,189,740

(2) 輸入指定糖入札業務

価格調整法第24条第1項の規定により農林水産大臣が定める額(二次調整金)の決定に資するため、輸入指定糖の価格に関する情報の収集を行うことを目的として輸入指定糖の入札を実施した。

輸入指定糖入札実施要領に基づき、入札参加者の登録を行い(平成30砂糖年度について23者。平成29砂糖年度については、前事業年度に登録した23者が入札参加資格者)、入札を4回行った。各回とも、全量が上限価格(二次調整金額から1円を減じた額)で落札され、再入札は行われなかった(表57)。

表57 輸入指定糖の入札結果

区分 単位	上場数量 (トン)	申込者数 (者)	申込数量 (トン)	申込倍率 (倍)	落札者数 (者)	落札数量 (トン)	不落札数量 (トン)	落札率 (%)	落札価格		
									最高 (円/トン)	最低 (円/トン)	平均 (円/トン)
29砂糖年度											
第3回 30年4月18日	22,400	21	63,368	2.8	21	22,400	0	100.0	25,646	25,646	25,646
第4回 30年7月18日	22,300	21	63,056	2.8	21	22,300	0	100.0	25,646	25,646	25,646
30砂糖年度											
第1回 30年10月17日	24,400	20	68,808	2.8	20	24,400	0	100.0	25,612	25,612	25,612
第2回 31年1月16日	20,900	22	59,556	2.8	22	20,900	0	100.0	25,612	25,612	25,612

(注) 1 不落札数量は、(上場数量-落札数量)である。
2 落札価格は、一次調整金の加算額であり、消費税及び地方消費税を含まない。

2 加糖調製品に関する業務

(1) 輸入加糖調製品糖各種指標

ア 加糖調製品糖調整基準価格及び加糖調製品糖調整率

平成30砂糖年度に適用される価格調整法第18条の2第1項の農林水産大臣が定める額（加糖調製品糖調整基準価格）及び同法第18条の6第1項の農林水産大臣の定める率（加糖調製品糖調整率）は、平成30年12月30日に次のように告示された。

- 加糖調製品糖調整基準価格 1,000キログラムにつき311,858円
- 加糖調製品糖調整率 100分の30.70

イ 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入加糖調製品に係る機構買入価格は、価格調整法第18条の4に基づき輸入申告の時に適用される加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に、農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分に応じて農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額とされており、加糖調製品糖平均輸入価格は、同法第18条の3及び価格調整法施行令第24条の8並びに第24条の9の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表587のとおり告示された。

ウ 加糖調製品糖標準価格

加糖調製品糖標準価格は、価格調整法第18条の2第1項第2号の規定に基づき、輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を価格調整法第9条第1項第1号に定める算式によって、加糖調製品糖の価格に換算して3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表58のとおり告示された。

表58 加糖調製品糖の平均輸入価格等の推移

(単位：円/トン)

年	区 分 四半期	平均輸入 価格	加糖調製品 糖標準価格
	7～9月	—	—
	10～12月	—	—
	12/30～12/31	115,368	192,120
平成31年	1～3月	115,341	197,436

(注) 輸入加糖調製品の売戻価格及び調整金(売買差額)は、売買ごとの単価が異なるため表示しない。

(2) 輸入加糖調製品売買業務の実績

ア 概要

平成30事業年度においては、T P P 11協定の発効に伴い、制度が開始された平成30年12月30日以降、平均輸入価格が加糖調製品糖調整基準価格を下回ったため、価格調整法第18条の2の規定に基づき売買が行われた。

輸入加糖調製品の売買契約数量は10万4900トン、売買差額は13億983万6千円であった。

イ 売買契約実績

(単位：キログラム、円)

年月	区分	数量	売買差額
平成30年	4月	-	-
	5月	-	-
	6月	-	-
	7月	-	-
	8月	-	-
	9月	-	-
	10月	-	-
	11月	-	-
	12月	0	0
平成31年	1月	34,919,168	406,524,926
	2月	33,859,596	403,742,854
	3月	36,121,959	499,568,339
合 計		104,900,723	1,309,836,119

3 異性化糖に関する業務

(1) 異性化糖各種指標

ア 異性化糖調整基準価格、異性化糖調整率及び二次調整金

平成30砂糖年度に適用される価格調整法第11条第1項の異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（異性化糖調整率）及び同法第25条第1項第1号の農林水産大臣が定める額（異性化糖二次調整金）は、平成30年9月28日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき177,854円（177,822円）
- ・異性化糖調整率 100分の16.34（100分の15.77）
- ・異性化糖二次調整金 1,000キログラムにつき1,824円（1,734円）

注：（ ）内は平成29砂糖年度の数値である。

イ 機構買入価格（平均供給価格）

異性化糖に係る機構買入価格は、国内産異性化糖にあつては、価格調整法第13条第1項に基づき、当該異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格、輸入異性化糖にあつては、同条第2項に基づき、当該異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格とされており、同法第12条並びに価格調整法施行令第21条及び第22条の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表59のとおり告示された。

ウ 異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、価格調整法第11条第1項の規定に基づき、輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を価格調整法施行令第16条に定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表59のとおり告示された。

表59 異性化糖の平均供給価格、売戻価格及び異性化糖標準価格等の推移

(単位：円/トン)

年度・期間		区分	平均供給価格 (買入価格)	売戻価格	売買差額単価 (調整金単価)	標準価格
平成 30 事業 年度	平成 29 砂糖 年度	平成30年4～6月	123,271	—	—	113,616
		7～9月	125,528	—	—	110,819
	平成 30 砂糖 年度	10～12月	127,008	—	—	109,793
		平成31年1～3月	127,883	—	—	112,871

- (注) 1 価格は、標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。
- 2 平成30事業年度は、平均供給価格が標準価格を上回ったため売買は行われなかった。
- 3 法第25条第1項第1号の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に次の額が異性化糖二次調整金分として加算される。
平成30年4～9月…1,734円、平成30年10～平成31年3月…1,824円

エ 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第15条第1項により、異性化糖調整基準価格と国内産異性化糖にあつてはその移出の時に、輸入異性化糖にあつてはその輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて3か月ごとに算定されることとなっている。

なお、同法第11条第1項ただし書の規定により、異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖の機構への売渡し義務がないこととされており、平成30事業年度においては全期間を通じて同規定が適用されたため、機構売戻価格は算定されなかった。

(2) 異性化糖売買業務の実績

平成30事業年度においては、全期間を通じて異性化糖平均供給価格が異性化糖標準価格を上回ったため、価格調整法第11条第1項ただし書の規定に基づき異性化糖の売買は行われなかった。

4 輸入指定でん粉等関係各種指標

(1) 指定でん粉等調整率

平成30でん粉年度に適用される価格調整法第31条第1項第1号の農林水産大臣の定める率（指定でん粉等調整率）は、平成30年9月28日に次のように告示された。

○ 指定でん粉等調整率 100分の4.466（100分の5.329）

注：（ ）内は平成29でん粉年度の数値である。

(2) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定でん粉等の機構買入価格は、価格調整法第29条に基づき、当該輸入に係る指定でん粉等がでん粉である場合には、輸入申告の時に適用される平均輸入価格と、当該輸入に係る指定でん粉等がでん粉原料用輸入農産物である場合には、その輸入申告の時に適用される平均輸入価格を価格調整法施行令第41条の規定に基づきでん粉原料用輸入農産物に換算した価格とされている。平均輸入価格は、同法第28条並びに 同令第39条及び第40条の規定に基づき、3か月ごとに農林水産大臣により定められ、表60のとおり告示された。

(3) 機構売戻価格

機構売戻価格は、価格調整法第31条第1項により、当該輸入に係る指定でん粉等がでん粉である場合には、でん粉調整基準価格とその輸入に係る指定でん粉の機構買入価格（＝その輸入申告の時に適用される平均輸入価格）をもとに、当該輸入に係る指定でん粉等がでん粉原料用輸入農産物である場合には、でん粉調整基準価格を価格調整法施行令第43条の規定に基づきでん粉原料用輸入農産物の価格に換算した価格とそのでん粉原料用輸入農産物の機構買入価格をもとに、それぞれ指定でん粉等調整率を用いて表60のとおり3か月ごとに算定された。

表60 でん粉及びでん粉原料用輸入農産物の平均輸入価格、
でん粉の売戻価格及び売買差額の推移

(単位:円/トン)

年度		区 分 期 間	平均輸入価格 (買入価格)	売戻価格	売買差額 (調整金)
平成 30 事 業 年 度	平成 29 で ん 粉 年 度	平成30年4～6月	59,200	64,300	5,100
		7～9月	61,140	66,136	4,996
	平成 30 で ん 粉 年 度	10～12月	61,090	65,369	4,279
		平成31年1～3月	61,890	66,133	4,243

5 輸入指定でん粉等の売買業務の実績

(1) 概要

平成30事業年度においては、全期間を通じて平均輸入価格がでん粉調整基準価格を下回ったため、価格調整法第27条の規定に基づき売買が行われた。

ア どうもろこし

どうもろこしの売買契約数量は前年度比3.4%増の341万2613トン(1144件)、売買差額は同7.6%減の108億6901万4千円であった。

イ でん粉

でん粉の売買契約数量は、糖化用でん粉が前年度比0.1%増の8万3019トン(183件)、化工でん粉用でん粉が同25.4%減の4万8456トン(256件)で、合計は同11.1%減の13万1475トン(439件)であった。また、売買差額は、糖化用でん粉と化工でん粉用でん粉を合わせて同21.2%減の6億963万円であった。

(2) 売買契約実績

ア とうもろこし（でん粉原料用輸入農産物）

(単位：キログラム、円)

区分 年月	件数	数量	売買差額 (調整金)
5月	113	372,556,526	1,292,026,034
6月	90	259,718,225	900,702,814
7月	96	312,315,722	1,061,248,827
8月	95	284,473,540	966,641,091
9月	134	348,346,537	1,183,681,538
10月	78	245,522,152	714,469,462
11月	98	337,934,977	983,390,782
12月	72	216,592,676	630,284,687
平成31年 1月	95	237,312,028	684,645,203
2月	69	210,099,205	606,136,206
3月	114	330,187,086	952,589,747
合計	1,144	3,412,612,840	10,869,014,245

イ でん粉

(単位：キログラム、円)

区分 年月	糖化用でん粉		化工でん粉用でん粉		でん粉合計		
	件数	数量	件数	数量	件数	数量	売買差額 (調整金)
平成30年 4月	6	2,995,000	4	667,000	10	3,662,000	18,676,200
5月	27	13,392,000	21	2,821,200	48	16,213,200	82,687,320
6月	22	11,328,000	11	1,632,000	33	12,960,000	66,096,000
7月	14	4,613,200	18	2,888,300	32	7,501,500	37,477,493
8月	12	4,779,800	27	6,565,000	39	11,344,800	56,678,620
9月	16	5,792,000	27	5,158,650	43	10,950,650	54,709,446
10月	6	3,318,000	17	3,508,000	23	6,826,000	29,208,454
11月	20	10,978,000	22	5,190,200	42	16,168,200	69,183,727
12月	15	7,293,000	16	3,260,600	31	10,553,600	45,158,854
平成31年 1月	11	5,776,000	29	5,340,250	40	11,116,250	47,166,248
2月	16	6,497,000	31	4,799,900	47	11,296,900	47,932,746
3月	18	6,257,000	33	6,624,400	51	12,881,400	54,655,779
合計	183	83,019,000	256	48,455,500	439	131,474,500	609,630,887